



Title	二〇〇五年N P T再検討会議と核軍縮
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2005, 55(2), p. 1-45
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55364
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

二〇〇五年NPT再検討会議と核軍縮

黒 澤 満

まえがき

二〇〇五年核不拡散条約（NPT）再検討会議が、五月二日より二七日の四週間にわたってニューヨークの国連本部において開催された。そこでは核不拡散および核軍縮に関するあらゆる問題が議論され、条約の運用に関する検討を行い、今後の方向を定めることが期待されていたが、実際には、会議は手続き問題の解決にその半分以上を費やし、十分な実質討議を行う時間がきわめて限られていたこともあり、三つの主要委員会における議論は対立を残したままで合意に達することはできなかった。その結果、会議は実質的な最終文書を採択することができなかったため、会議は失敗であったと評価されている。またこれがNPT体制の弱体化を招くことは必至であり、国際社会全体の平和と安全にとってもネガティブな影響を与えると考えられる。

本稿では、この再検討会議での議論を中心に、特に核軍縮の問題に関してどのような議論が展開され、どのような対立が見られ、それらが今後の核軍縮の進展にどのような意味合いをもつかを検討する。まず、二〇〇〇年以降

の国際情勢において、どのような動向があり、準備委員会でのような進展が見られたのかを明らかにし、次に、再検討会議の議論は何が課題であったのか、手続き事項で何がどのように対立したのか、各主要委員会での議論はどのように行われたのかを考察する。第三に、本稿の中心部分として、核軍縮に関する議論がどのように行われ、どのような対立が見られたのかを、個々の核軍縮措置について深く検討する。最後に、この会議の評価を行うとともに、今後の見通しを考える。

一 会議以前の状況

1 二〇〇〇年以降の動向

二〇〇〇年の会議においては、各主要委員会での議論で合意が達成され、それらをまとめた最終文書がコンセンサスで採択され、それまでの再検討会議の中でも最も優れた成果を挙げた会議であった。特に核軍縮に関しては「核兵器の廃絶への明確な約束」を含む一三項目に合意が達成され、核不拡散体制の強化に向けてきわめて有益な成果を収めた。¹⁾

その後五年間の国際社会の変化はきわめて大きなものであり、二〇〇〇年当時とは大きく異なる国際環境の中で今回の会議が開催された。国際環境の変化はさまざまな分野で見られるが、その中で特に重要かつ顕著で、また今回の会議に大きな影響を与えたと考えられるのは以下の二つの側面である。

第一は、核不拡散に関して、条約締約国であるイラク、イラン、リビア、北朝鮮などが、NPTを十分に遵守せず、条約の違反あるいは不遵守という状況が現れてきたことであり、これは条約作成当時には予測されていなかった「第二世代の拡散問題」と呼ばれるものである。北朝鮮は二〇〇三年一月に条約からの脱退を表明し、二〇〇五

年二月には核兵器の保有を宣言するに至っている。リビアは二〇〇三年一二月に米英との交渉により、大量破壊兵器の放棄を約束し、問題の解決へと至った。イラクは二〇〇三年のイラク戦争で、フセイン政権が崩壊したが、その後イラクは大量破壊兵器を保有していなかったとの報告がなされている。イランの核兵器開発疑惑は、二〇〇三年にウラン濃縮計画が一八年にわたり秘密裏に実施されてきたことが明らかになったが、イランはあくまでもこれは締約国に認められている「原子力の平和利用」であると主張する。他方、米国を中心として、イランは核兵器開発のためにウラン濃縮計画を続けているので、それを停止させるべきであるという見解があり、今回の会議でも、この点が対立の一つの軸となっていた。さらにこれらのいわゆる「ならず者国家」と並んで、テロリストなど非国家行為体が核兵器を取得し使用する可能性が危惧されるようになった。

第二は、米国の政策の大きな変化であり、クリントン政権からブッシュ政権への移行に伴い、核軍縮に対する態度のみならず、国際社会における多国間主義から単独主義へ、国際法などの国際規範を重視する立場から軽視する立場への変化が見られた。これはブッシュ政権が発足当時から保有していた哲学的基盤であり、米国が単独で自由に行動できる範囲をできるだけ広げようとするものであったが、二〇〇一年九月一日の同時多発テロの発生を契機に、さらに強化され極端化していったものである。すなわち米国の核兵器開発の可能性を妨げる包括的核実験禁止条約（CTBT）には強硬に反対し、米国のミサイル防衛の展開を妨げる対弾道ミサイル（ABM）条約からの脱退を声明した。さらに二〇〇二年には米国家安全保障戦略および大量破壊兵器と戦う国家戦略を発表し、従来の自衛権の範囲を越えるような形で、米国による武力の行使を認める戦略を取る方向に進んでいった。

2 準備委員会における議論と準備状況

二〇〇五年NPT再検討会議に向けての準備委員会が二〇〇二年から開始されたが、上述の二つの問題をめぐって議論が展開された。米国などは核不拡散を最優先させ、条約違反の問題が最も緊急の重要課題であり、この問題を中心に議論すべきであると主張し続けた。他方非同盟諸国(NAM)を中心とする非核兵器国は、核軍縮の進展に重点を置き、核兵器国による一三項目の実施の問題を中心に議論すべきであると考えた。

包括的核実験禁止条約(CTBT) 反対や対弾道ミサイル(ABM) 条約脱退の問題があるので、二〇〇二年および二〇〇三年の第一回および第二回準備委員会においては、米国は二〇〇〇年に合意された一三項目のすべてを実行することはできないが、第六条の義務に従って核軍縮を行うと述べていた。⁽²⁾しかし、二〇〇四年の第三回準備委員会では、米国は第六条を完全に遵守しており、第六条の履行には何ら問題はない、そのような存在しない問題のため不遵守に関する議論の時間をとるべきではないと述べ、二〇〇〇年の合意は米国にとってはもはや存在しないものとして取り扱われるようになった。

第一回および第二回準備委員会では、討議の内容を表わした議長の「事実サマリー」が正式に採択され報告書に入れられたが、第三回準備委員会の議長の「事実サマリー」は委員会の正式の文書としては採択されなかった。さらに重要なことは、最後の準備委員会で、再検討会議の日時、場所、議長、議題、補助機関、背景文書などが決定されることになっていたが、会議開催に向けての日時、場所、議長のみは決定されたが、肝心の議題に合意が達成されなかったため、補助機関や背景文書に関する決定も行われなかった。

二〇〇〇年会議においては、準備委員会の段階で補助機関に関する問題には合意が達成されなかったが、議題には合意が見られていた。さらに、補助機関の設置については会議の開催までに合意が達成され、会議の初日に補助

機関の設置が正式に決定された。

二〇〇五年の会議開催に向けて、議長を中心に議題設定に向けて努力がなされ、一時は会議開催までに議題は合意されるだろうとの観測も流れたが、結局は会議開催までに議題に合意できないという前代未聞の状態となった。

二 再検討会議での議論

1 再検討会議の検討課題の特徴

再検討会議は、主として核軍縮を取り扱う主要委員会Ⅰ、核不拡散、保障措置、非核兵器地帯を取り扱う主要委員会Ⅱ、原子力平和利用を取り扱う主要委員会Ⅲに分かれて議論を行い、それぞれの委員会で合意された文書を合わせて最終文書を作成することになっている。これまでの再検討会議では、核軍縮の議論が中心的課題であり、主要委員会Ⅰにおける議論が対立し、合意文書を作成できないことが多くあった。それに対して主要委員会ⅡおよびⅢは、当然いくつかの対立点は存在するが、主要委員会Ⅰと比較すると、容易に文書の作成に合意してきた。一九九〇年および一九九五年の再検討会議では、主要委員会ⅡおよびⅢは合意文書を作成できたが、主要委員会Ⅰは作成できなかった。当時の見解として、主要委員会Ⅰに多くの検討課題が集中しており、その一部をⅡおよびⅢに分散すべきであると主張されることもあった。

今回の会議は、その性質が大きく変化した会議であり、核不拡散および原子力平和利用に関する新たな問題が多く発生し、それぞれの主要委員会がさまざまな新たな問題を抱え、その解決に努力する必要があるが出てきた。これが今回の会議の大きな特徴の一つである。

たとえば、コフィ・アナン国連事務総長は、核の脅威は残っており、過去五年間に世界は新たな、また以前から

ある核の脅威に再び直面しており、核の脅威を削減するための効率的で、有効で、衡平なシステムを作り出す重い責任があると述べ、軍縮、不拡散、平和利用の権利がすべてきわめて重要であるとし、これらの挑戦に立ち向かうため以下の行動が必要であると述べた。⁽³⁾

- ① 特に条約からの脱退に直面しているので、条約の完全性への信頼を強化すべきである。
- ② 遵守のための措置として、モデル追加議定書の普遍化を遵守検証の新たな標準とすべきである。
- ③ 国家のみならず、非国家行為体への拡散の危険を削減するよう行動すべきである。
- ④ 燃料サイクルの最も機微な段階の開発を自主的に差し控える動機を作り出すべきである。
- ⑤ 核廃絶への最初の措置として、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉を即時に開始し、実験モラトリアムおよびCTBT発効へのコミットを再確認し、核兵器を警戒解除すべきであり、非核兵器国に消極的安全保証を与えるべきである。

また、モハメッド・エルバラダイIAEA事務局長も、目標は、安全保障と開発であり、以下のことを会議から期待すると述べた。⁽⁴⁾

- ① 一九七〇年に設定した核軍縮、核不拡散、平和利用という目的を再確認すべきである。
- ② 追加議定書や輸出管理に関して、IAEAの検証権限を強化すべきである。
- ③ 核燃料サイクルの拡散に機微な部分である濃縮と再処理へのより良い管理が必要である。
- ④ 核物質の物理的防護として、核物質を保全し管理しなければならない。
- ⑤ 核軍縮へのコミットとして、核兵器を不可逆的に一層削減し戦略的役割を削減すべきである。
- ⑥ 検証努力は、国連安保理など、不遵守を取り扱う効果的メカニズムに支えられるべきである。

⑦ すべての国の安全保障上の懸念に対応するためあらゆる手段をとるべきであり、中東および朝鮮半島に非核兵器地帯の設置を奨励すべきである。

以上の二人の演説からも明らかのように、今回の会議の検討課題はきわめて多岐にわたるものであり、特に核軍縮以外の領域で新たな課題が加えられたことが特徴となっている。

この点に関して、米国は、「今日、条約は、不遵守の事例により歴史上最も深刻な挑戦に直面している。核兵器開発という目標を追求するため、平和的原子力計画を口実に利用し続けている国がある。条約の中心的な不拡散規範への不遵守は国際の平和と安全に対する明確な脅威である」という集団的決定を再確認する決意を表明する機会をこの会議は提供している」と述べ、核不拡散規範への不遵守に議論を集中すべきであると主張する。⁽⁵⁾

同様にフランスも、「前回の再検討会議から、世界では大きな変化が起こった」と述べ、冷戦終結の影響を受けて、一九九五年および二〇〇〇年の会議では条約第六条の履行の問題に専念したことは理解できることであるが、二〇〇五年会議の優先事項は、国際の平和と安全に対する脅威となっている拡散の危機という深刻な挑戦に対応することであると述べ、核不拡散の側面を強調する。⁽⁶⁾

他方、その他のほとんどの国は、NPTにおける三本柱、すなわち核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の問題に対してバランスのとれた議論を行うべきであると主張した。核兵器国である英国、ロシア、中国もそのように主張しているし、非核兵器国はほぼすべての国が、核不拡散だけでなく、すべての問題を議論するよう主張していた。たとえば新アジェンダ連合(NAC)は、「NPTは世界の安全保障レジームの本質的な基盤となっている。NPTの三本柱——核不拡散、核軍縮、平和利用——は、条約がほぼ普遍的になるまで各国に引きつけるのに不可欠のものであったし、三本柱のそれぞれがなかったら、条約は存在しなかったであろう」と述べる。⁽⁷⁾ また核不拡散と核

軍縮の関連についても、日本は、「このレジームの權威と信頼性を強化するため、核兵器国と非核兵器国の双方が条約の義務と約束を履行すべきであるし、核軍縮と核不拡散の双方を促進しなければならない」と主張している。⁽⁸⁾

2 手続き問題——議題の設定、補助機関の設置

今回の再検討会議は、準備委員会の段階で議題の設定に合意できず、その後議長を中心に合意達成のため精力的な非公式協議がなされたが、会議開催までに合意が達成されなかった。

この問題の背景にある最大の問題は、米国が過去の再検討会議の成果、特に二〇〇〇年の最終文書への言及を拒否していることにある。米国は、特に二〇〇〇年に合意された核軍縮に関する一三項目の部分を反故にしようとしているからであり、違反問題など核不拡散に集中して議論しようとしたことにある。他方、他のほぼすべての国は、これまでの再検討会議における成果を基礎に議論すべきであると考え、二〇〇〇年の最終文書が当然今会議の再検討の基礎となるべきであると考えた。

会議が開始され、一般演説が開始されたが、議題に関する協議は進展せず、そのため主要委員会の設置に合意できず、第一週の三日目、五月四日から予定されていた主要委員会の議論は開始できなかった。第一週の最終日の五月六日に、議長案として暫定議題が全体会議に示され、そこで採択されることが予想されたが、エジプトが異議を唱え、さらに協議が継続されることになった。

二〇〇〇年会議の議題においては、再検討に関する議題一六は、「一九九五年のNPT再検討・延長会議で採択された諸決定および決議を考慮に入れ、第八条第三項に規定された条約の運用の検討」となっており、一九九五年の諸決定と決議が言及されていた。この前例に従えば、議題一六は、さらに二〇〇〇年のNPT再検討会議で採択

された最終文書を考慮に入れてという文言が追加されていたと予想できる。

五月六日に議長により示された暫定議題では、「条約の運用の検討」のみであり、以前の会議の成果への言及はなかった。ただし、「議題採択に関連した議長声明」が同時に示された。それは、「検討は以前の会議の諸決定および決議に照らして行われること、および締約国により提起されるいかなる問題の討議も許容するということが了解される」と規定していた。

エジプトの提案は、「に照らして」を「を考慮に入れて」に変更すること、および「諸決定および決議」を「諸決定、決議および成果」と変えることを要求していた。前者は二〇〇〇年の議題に揃えるものであり、後者の意図は、諸決定および決議だけでは、二〇〇〇年の最終文書への直接の言及がないと考えられるので、二〇〇〇年最終文書として直接言及することを避けながらも、それへの明確な言及を目指したものであった。

第二週に入ってさらに協議が継続され、水曜日の一日に至って合意が達成され、エジプトが提案を撤回した形で、議長の元の提案が採択された。⁽⁹⁾その後、非同盟諸国を代表してマレーシアが文書を提出し、諸決定には一九九五年の諸決定のみならず、二〇〇〇年の最終文書も含まれるものと解釈すると述べた。⁽¹⁰⁾

議題に合意が達成されたが、各主要委員会への議題の割り振りおよび補助機関の設置の問題が残っており、主要委員会は正式にはまだ設置されず、主要委員会での実質的な議論は開始されなかった。第二週の終わりになっても合意は達成されなかったため、たとえば五回開催が予定されていた主要委員会Ⅰも一度も開かれなかった。このように、会議が日程の半分を経過した段階でまだ主要委員会の議論が開始されないのは、きわめて異常な事態であった。

議題の割り振りについては、新たな問題をどこに割り振るかという問題で、それほど大きな問題ではないと考え

られる。軍縮・不拡散教育は主要委員会Ⅰで、機構問題は主要委員会Ⅱで、脱退問題は主要委員会Ⅲで扱われることになった。

補助機関の設置に関する議長のノンペーパーでは、「核軍縮と安全保証」に焦点を当てた補助機関Ⅰを主要委員会Ⅰに、「中東および一九九五年の中東決議に関するものを含む地域問題」を検討する補助機関Ⅱを主要委員会Ⅱに、「第一〇条を含むその他の条約規定」を扱う補助機関Ⅲを主要委員会Ⅲの下に設置することになっていた。

NAMは、すでに、「核軍縮」、「安全保証」、「中東に関する一九九五年決議に特に関連させた地域問題」の三つの補助機関を作るべきであると主張していた⁽¹¹⁾。

最終的には、五月一八日、第三週目の水曜日に至って、議長提案が承認されることとなり、会議の主要委員会への議題の割り振り⁽¹²⁾と補助機関に関する決定⁽¹³⁾に合意が見られた。議題割り振りにつき、従来のものを踏襲するとともに、追加的に、軍縮・不拡散教育は主要委員会Ⅰに、機構問題は主要委員会Ⅱに割り振ると規定する。当初、脱退問題は主要委員会Ⅲに割り振るとなっていたが、補助機関のマנדートが第一〇条を含むその他の条約規定となつたため、規定する必要がなくなった。

また補助機関の議長は、1がNAC、2が西側グループ、3がNAMから選出することが決定された。これらの決定に際して、それぞれの主要委員会内でのだけの時間を補助機関での議論に割り当てるかという決定も、パッケージで決めるべきだとの意見がNAMのいくつかの国から出され、各主要委員会の七セッションのうち、1は五セッション、2は四セッション、3は二セッションを補助機関に割り当てるといふ提案も出された。しかし、議長提案は、二〇〇〇年再検討会議における割り振りを参考にして均衡が取れた形で、各主要委員会が決定すべきだというもので、最終的にはこれが合意された。これにより、手続き問題がすべて決着し、当初の予定より二週間遅れ

で主要委員会の議論が開始されることになった。なお二〇〇〇年には各主要委員会における一回のセッションのうち四セッションが補助機関での討論に割り当てられていた。

なお審議が大きく遅れていることから、非公式の全体会議が一七日、一八日の午前と午後で開催され、各国がそれぞれ提出した作業文書を紹介するというのが行われ、それと並行しながら手続き問題の解決が進められた。

議題を巡る論争は、会議の最終段階でも発生した。起草委員会がまとめた最終文書案において、議題一六の条約の運用の検討に関連して、議長の説明およびNAMの声明の両方がその内容をすべて含んだ形で提出されたところ、英国が異議を唱え、NAMの部分は削除すべきであると主張した。その後の非公式協議により、議長の声明は全文を、NAMの声明は、声明があつた事実と内容に関する文書番号のみになり、NAMの声明の全文は削除されることになった。

以上の検討から明らかになるように、今回の議論の大部分はこれらの手続き事項に関する議論の対立で終始した。これらの議論は表面的には手続きに関するものであるが、実際はNPTの再検討の対象は何であるのか、今会議において何を中心に議論するのか、さらには現在の国際社会において脅威となっているものは何か、また今回の会議の成果物としてどのようなものを期待しているかという実質問題を巡って意見の大きな相違が存在していたことを示している。

3 主要委員会における議論

議題の設定および補助機関の設置に関して合意が達成されたのは、第三週の水曜日、五月一日であり、最終週である第四週の木曜日と金曜日は、全体総会に当てられているため、主要委員会における実質審議は一九日の木曜

から二五日の水曜までの実質五日間であった。公式セッションはそれぞれ六回ずつ割り当てられ、そのうち二回は補助機関のセッションとされた。しかし実際には、非公式会合がそれぞれの主要委員会および補助機関で実施されたため、実質的な審議の時間は公式のものよりも倍近くなっていると考えられる。

主要委員会Ⅰでは、核不拡散、核軍縮、安全保障に関する問題を審議の対象とし、その補助機関Ⅰが「核軍縮および安全保障」の問題を集中的に議論することになっていた。主要委員会Ⅰでは、各国の見解の表明がまず行われ、その後特に条約の第一条および第二条に関する問題および軍縮・不拡散教育の問題につき、議長の作業文書を基礎に議論が展開された。その後、補助機関では核軍縮と安全保障に関する議論が行われた。第四週の水曜日、二五日の午前のセッションが最後であり、議長の作業文書に合意が達成できないことが明白になった段階で、主要委員会Ⅰの議長の作業文書および補助機関Ⅰの議長の作業文書のテキストについては、コンセンサスが達成できず、それらはすべての締約国の見解を十分に反映するものではないが、主要委員会Ⅰの報告にこれらの文書を添付することが合意された。

主要委員会Ⅱは、核不拡散、保障措置、非核兵器地帯を検討対象としており、その補助機関Ⅱは「中東および一九九五年の中東決議に関するものを含む地域問題」を集中的に議論することになっていた。主要委員会Ⅱでの議論では部分的にはコンセンサスが達成されていたが、全体としてはそうではなく、補助機関Ⅱに関してはまったくコンセンサスが見られず全体が括弧入りであり、それらを全体総会に送付することも検討されたが、最終的には二四日火曜日の午後のセッションで、主要委員会Ⅱの全体会議の報告書は実質的内容をまったく含まない手続的な内容のみと決定された。

主要委員会Ⅲは、原子力平和利用の問題を議論し、補助機関Ⅲは、「第一〇条を含むその他の条約規定」として

主として脱退問題を審議するものとされた。主要委員会Ⅲではかなりの部分にコンセンサスが見られたが、普遍性と脱退の問題などで若干の対立があり、括弧入りで全体総会に提出する方向も検討されたが、最終的には提出しないことが決定された。

したがって、採択された最終文書は基本的には実質的な内容を含んでおらず手続的なもののみを含んでいる。ただ唯一の例外として、主要委員会Ⅰの部分に、合意されなかったことを明記しつつ議長の作業文書が添付されている。

三 核軍縮に関する各国の見解と議論点

1 核軍縮全般

まず五核兵器国はすべて、第六条の義務を遵守していると述べており、米国は、「第六条の義務の履行に完全にコミットし続けている。前回の再検討会議以降、米国とロシアはSTARTⅠの削減の履行を完結し、モスクワ条約を署名し発効させた。さらに冷戦終結後、非戦略核兵器を九〇％削減し、さらに抑止戦略における核兵器の役割を削減させた」と述べた。⁽¹⁴⁾

ロシアは「核軍縮措置を含む条約の義務を遵守しており、前回の会議以降STARTの下で戦略兵器削減の義務を完結し、米露の戦略攻撃力削減条約は核軍縮に向けての新たな顕著な措置となっている。また非戦略核兵器をロシアは四分の一に削減した」と述べた。⁽¹⁵⁾

英国は「条約のすべての条項、特に第六条の下での特別な義務に完全にコミットしており、核兵器廃絶の明確な約束を再確認する。核軍縮の進展の努力を継続しており、冷戦終結後、核爆発力を七〇％以上削減した」と述べ

た。⁽¹⁶⁾

フランスは「条約加入以来、核軍縮と全面完全軍縮の分野で多くの決定を実施してきたし、第六条の約束へのコミットメントを再確認する。C T B Tを批准し、核実験場を解体し、核分裂性物質の生産を停止し、核兵器を大幅に削減した」と述べた。⁽¹⁷⁾

中国は「核兵器国として、核軍縮の責任を回避したことはないし、核兵器の完全な禁止と全面廃棄を常に支持しており、核兵器の開発を最大限自制している。中国はいかなる軍備競争にも参加してこなかったし、今後も参加しない」と述べている。⁽¹⁸⁾

核兵器国はすべて、自国が核軍縮に積極的に取り組んできたと述べ、さまざまな関連資料を会場において配布するなど、第六条の履行に関する自らの行動を積極的にアピールすることに努力しているが、それらはいずれも自国の活動をアピールするために作成されたものであり、自国が実施していないことには当然触れられていないものであるから、客観的に判断することが必要となる。

五核兵器国の発言の中で特徴的なのは、中国が他国の行動につききわめて批判的に述べている点である。中国は、核軍縮に逆行する動きとして、A B M条約の廃棄、宇宙の兵器化の危険、C T B Tの未発効、国際軍備管理軍縮の停滞、C Dの麻痺とF M C T、P A R O Sの交渉不可能性を挙げており、さらに否定的な展開として、米国が冷戦思考に取りつかれ、単独主義を追求し、先制戦略を採用し、核攻撃の目標国を列挙し、核兵器使用の敷居を低下させ、新型の核兵器の研究・開発をしていることを挙げている。⁽¹⁹⁾

他方、N A Cは、中国、フランス、ロシア、英国、米国に対して核軍縮に向けての義務を遵守するよう要請しており、彼らの約束からして、過去二回の再検討会議で合意された成果につき大きな希望を持っていたが、これらの

成果の履行に関して、大変失望していると述べている。⁽²⁰⁾

NAMは核軍縮に導き得るような核兵器国による最近の動きを認めるとしても、核軍縮の進展がスローペースであることに深い懸念をもつと述べている。⁽²¹⁾ またスウェーデンは「核軍縮と逆方向に進んでいる」と述べ、カナダも「軍縮の進展はCDの停滞により妨げられている」と批判的な見解を述べている。⁽²³⁾

第六条に関する核軍縮問題を議論する際の大きな問題の一つは、たとえば日本が、「この点に関し、我々は、一九九五年に『原則及び目標』が、二〇〇〇年再検討会議では一三の実際の措置が合意されたことを想起すべき」と述べているように、⁽²⁴⁾ これらの成果を考慮すべきであるかに関して、ほとんどすべての国は、当然のこととしてこれらの成果を考慮に入れて議論を展開しているが、唯一、米国のみがこれらの成果へまったく言及しておらず、特に二〇〇〇年最終文書への言及を避けている点である。

米国は、二〇〇二年および二〇〇三年の準備委員会においては、二〇〇〇年最終文書の中の第六条に関する結論のいくつかはもはや支持していないと述べ、米国はもはや一三項目のすべてを支持するわけではないが、第六条および核軍縮という目標は明確に支持していると述べていた。これらの発言に対して、非核兵器国より、一三項目の包括的な履行が必要であり、選択的な対応はNPT体制の完全性を危険にさらすものであると批判されていた。しかし、米国は、二〇〇四年の準備委員会では、第六条の履行には何ら問題はないと主張し、核軍縮に関する一三項目を含む二〇〇〇年最終文書への言及を一切拒否するようになった。

今回の会議で米国は、「再検討会議は改正会議ではない。再検討会議から生じるいかなる宣言も決定もその他のテキストも、条約の下におけるすべての締約国の明示的な法的義務に取って代わるものでもなく、再解釈するものでもなく、付け加えるものでもない」と述べ、⁽²⁵⁾ 一九九五年の決定や決議、二〇〇〇年の最終文書が条約義務にまっ

たく影響するものではないとの立場を明らかにしている。

もう一つの問題は、核軍縮と全面完全軍縮との関係に関する議論で、多くの国は、NPTは核兵器に関する条約であり、第六条の中心は核軍縮であつて、たとえ第六条が全面完全軍縮を規定していても、核軍縮に優先度が与えられるべきであると考えている。他方、フランスは準備委員会においても、この会議においても、核軍縮は全面完全軍縮の枠内においてのみ取り扱われるべきであり、核軍縮を単独で優先的に取り扱うことに反対を表明し続けている。二〇〇五年の再検討会議においては、米国もこの考えに支持を表明している。

主要委員会Ⅰの下に設置された補助機関Ⅰにおける核軍縮に関する議論は、まず議長から作業文書が提出され、それに基づく議論が行われ、さらに改定議長案が示され、さらに議論が継続されるという形で進められた。時間が限定されていたこともあり、十分な議論が尽くされたとは言えず、議長の最終第三案に対しても多くの議論が対立しており、合意が存在したとはまったく言えない状況であり、補助機関自体も、この議長の作業文書のテキストはすべての締約国の見解を十分に反映しているものではなく、合意に到達できなかったことを明記している。しかしこの文書を主要委員会Ⅰの報告書に添付することには合意が見られた。

まず核軍縮全般に関する条項においては、議長の作業文書には以下の条項が含まれている。

- (1) 会議は、核兵器の存在から生じる人類への継続する脅威に警告され、核戦争および核テロのすべての人類への危険を防ぐためにあらゆる努力をなす必要、および人々の安全を守る措置をとることの必要を再確認する。
- (2) 会議は、不可逆性、透明性、検証可能性およびすべての安全を低下させないという諸原則を含む、核不拡散と核軍縮のための原則、目標および約束を想起する。

- (3) 会議は、その核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束およびその他の措置を含む、第六条

の履行のために効果的な措置を追求し組織的かつ漸進的な努力をなすという約束を想起する。

第二項の諸原則について米国は異議を唱えており、また第三項の「核兵器の全廃を達成するという明確な約束」についても米国は削除を求めている。

2 包括的核実験禁止条約（CTBT）

この問題は、二〇〇〇年最終文書に規定されているように、CTBTの早期発効および条約発効までの実験モラトリアムの維持に関する主張が一般的であり、各国の一般演説ではほぼすべての国がこれに言及していた。

まずCTBTの早期発効については、一般的に早期発効を要請するものと、もう少し詳しく、条約発効のためにその批准が必要である国のうち、まだ批准していない一カ国に対して早期批准を求めるものがある。ロシア、英国、フランスはすでに批准しているので、早期発効を求めている。中国はまだ批准しておらず、条約発効のための国内法手続きを積極的に進めていると述べつつ、条約の早期発効を支持すると述べている。NAC、NAM、日本、EUなども同様の見解である。米国はこの点に関して一般演説では発言していないが、主要委員会Iでの演説において、米国はCTBTを支持しないし、CTBTを批准するつもりはないと明確に述べている。

NAMはこの点について、ある一国が批准しないことを決定した事実を遺憾とし、その核兵器国の早期の批准は残りの国の批准を促すものであると述べる。日本は、CTBTはNPTの無期限延長を認めた一九九五年のパッケージの不可分の一部であると述べ、オーストラリアも、CTBTの締結は、非核兵器国からNPTの無期限延長に対する支持を得るのに不可欠の要素であったと述べている。⁽²⁶⁾この見解は、オーストラリアなど一〇カ国が提出した文書でも強調されている。⁽²⁷⁾

第二に、実験モラトリウムに関して、ほぼすべての国が条約発効までの間モラトリウムを維持すべきであると主張している。NAMは、モラトリウム継続を主張しながらも、モラトリウムは条約の署名、批准、発効に取って代わるものではないと述べる。さらにNAMは、新型の核兵器の開発はCTBT締結時に五核兵器国により与えられた保証に反するものであり、これに関連して、米国が実験再開のための準備期間を短縮していることに懸念を表明している。

米国は一般演説ではCTBTにまったく言及していないが、会議中に配布された「NPT第六条への米国のコミットメント」という文書では、「核態勢見直し(NPR)は実験の再開を要請するものではない。米国はそのモラトリウムを維持し確認している。核実験を実施する計画もない。実験準備計画の強化は、実験を再開する意図のシグナルではない」と述べ、モラトリウム継続の意向を示している。米国の主要委員会Iでの発言では、米国は一九九二年以来核実験を実施していないし、核実験モラトリウムを守っており、核実験を行う計画もないので、他国も実験しないよう奨励すると述べる。

第三に、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)に関して、日本は「条約への遵守を確保するのに必要な、国際監視システム(IMS)を含む、CTBT検証レジームの継続的發展が重要である」ことを主張し、英国も「CTBTの検証システムの設置に積極的役割を果たし続ける」と述べ、EUは「CTBTO準備委員会の任務の重要性を強調する」と述べ、NACは、「検証レジームの建設のためCTBTOの早期の設置に向けてのモメンタムを維持する重要性を歓迎する」とし、条約が未発効でありCTBTOは正式には成立していないが、検証の側面からの準備を進めることにより、条約発効に備えること、あるいはそれ以前にも検証レジームを構築することが主張されている。米国も、IMS関連の活動につき暫定技術事務局と協力を続けると述べる。

補助機関1の議長の作業文書は、最初の提案では、CTBTの早期発効の重要性と緊急性を想起することと、条約発効までの間、核兵器および核爆発装置の実験モラトリアムを再確認しまたは宣言する、と二つの部分に分かれて規定されていた。その後提出された第二案および第三案は同様であり、以下のように規定する。

(9) 包括的核実験禁止条約の早期発効を目指しつつ、会議は、現在のモラトリアムの維持によるものを含む核兵器または他の核爆発装置の実験に反対する二〇〇〇年以来的の努力、包括的核実験禁止条約機関の準備委員会への支持、国際監視システムの開発における進展、条約の当事国の増加を歓迎する。

この条項について、米国は、CTBTの早期発効の部分および条約の当事国の増加の部分に反対を表明していた。他方、日豪提案は、「会議は包括的核実験禁止条約をまだ批准していないすべての国、特に条約発効のためにその国の批准が必要な一一の国に対して、最も早い機会に批准するよう要請する」となっており、多くの非核兵器国は、関係国に早期の批准を要請するものとなっていた。NAC提案は、包括的核実験禁止条約の早期の発効を達成するため最大限努力すべきであると述べ、NAM提案は、五核兵器国を含むCTBTへの普遍的加入を達成することが重要であると述べる。⁽³²⁾

3 兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT)

FMCTの交渉は一九九五年の「原則と目標」にも規定され、二〇〇〇年最終文書でも、交渉の即時開始と五年以内の締結が規定されていたが、今だに交渉は開始されていない。したがって、今回の会議においてもほぼすべての国が、FMCTの交渉開始を主張している。

五核兵器国も基本的にはFMCTの開始を主張しており、米国は「軍縮会議(CD)に対してFMCT交渉の開

始を要請した」と述べ、ロシアも「CDでのFMCTの早期開始」を主張し、英国も「CDでのFMCTの早期開始を希望する」と述べ、フランスも「FMCTの交渉開始を奨励する」とし、中国も「CDでFMCTの早期開始」を主張している。日本も「FMCT交渉の早期の開始を要請し」ており、EUも「CDに対しFMCTの即時の交渉開始」を主張し、NACも「FMCTのCDでの開始」を、NAMも「CDでのFMCTの交渉」を主張しており、CDでのFMCT交渉の開始という要求は一般的に合意が見られるものである。

また条約発効までのモラトリアムの遵守は、中国の反対により二〇〇〇年最終文書では合意されなかったものであるが、日本は「すべての核兵器国およびNPPT非締約国に対してモラトリアムの宣言を要請し」ており、米国もモラトリアムを実施すべきであると主張している。またNACも条約交渉の締結まで、モラトリアムを維持することを要請している。さらにEUはすべての国に要請するとともに、中国に対し、他の核兵器国のように、モラトリアムを宣言すること、およびその核兵器を増加しないことを要請しており、オーストラリアも中国に対しモラトリアムの宣言を要請している。⁽³³⁾

FMCT交渉開始に関する第一の対立点は、他の議題とのリンケージである。FMCT交渉がなかなか開始されなかった最大の理由は、中国が「宇宙での軍備競争の停止(PAROS)」の交渉開始とリンケージしたことであったが、二〇〇三年に中国は厳格なリンケージを外すと述べた。しかし、この会議において、厳格なリンケージではないが、CDでの作業計画をめぐって意見が対立している。ロシアは、FMCT交渉のCDのできるだけ早期の開始を支持すると述べるとともに、また核軍縮問題および消極的安全保証を取り扱うアドホック委員会をCDの枠内に設置するという考えをも支持すると述べ、われわれは、実際の軍縮活動への障害を取り除くCD作業計画への包括的妥協を達成する必要がある、われわれはそのような妥協にはオープンであると述べる。

中国は、CDにおいて、FMCTの交渉を早期に開始し、ならびに核軍縮、非核兵器国の安全保証、宇宙の非兵器化に関するアドホック委員会を設置して実質的作業を開始するように、作業計画への合意を達成するために努力すべきであると述べる。またNAMも、FMCTを五年以内に締結するために条約交渉の即時開始を含む作業計画にCDが合意するよう要請しており、この部分の前項では、CDでの核軍縮に関するアドホック委員会の設置を要求しており、この部分の後にPAROSに関する実質的作業の開始を要求しているので、ゆるやかなリンケージが見られる。

その他の国々は必ずしもリンケージには言及しておらず、可能ならば単独で交渉が開始されることを要求しているように思われる。米国は主要委員会Iにおいて、CDにおいてFMCT交渉が、無条件でかつ他の問題とのリンケージなしに開始されることを希望すると述べている。

FMCT交渉開始に関するもう一つの対立点は、条約の検証に関するものである。一九九五年に合意されたシャノン・マンデートはその後の文書に一貫して引き継がれているものであるが、ここでは、「無差別で、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能なFMCT」となっており、当然に検証規定が必要であり、可能であると考えられてきた。しかし、二〇〇四年七月に、米国は「FMCTの効果的な検証は不可能である」として、検証規定のないFMCTを交渉すべきであると主張するようになった。今回の会議において、米国と英国は、「無条件で」交渉を開始すべきであると主張している。他の三核兵器国はFMCTの交渉開始を主張しつつも、検証の問題には言及していない。日本、カナダ、スウェーデン、ドイツなども検証に言及していない。

それに対して、NACおよびNAMはシャノン・マンデートに従ったFMCT、すなわち国際的かつ効果的に検証可能なFMCTの交渉開始を求めている、NAMは、このFMCTの交渉のスコープを制限しようとする試みに

懸念を表明している。オーストラリアは、検証措置を含むべきであると述べ、オーストラリアは強力な検証なしのFMCTはその目的を達成できないと述べている。EUは、兵器用核分裂性物質の生産を禁止する無差別で、普遍的に適用される条約の、前提条件なしで、特別調整官の報告およびそこに含まれるマンデートに留意して、即時開始と早期締結を訴えるとしており、検証に関しては間接的な言及で、若干柔軟な態度を示している。

なお、CDでの交渉に関しては、二〇〇〇年の最終文書は、核軍縮を取り扱う補助機関のCDでの設置を要請していたが、これもまだ設置されていない。上述したように、ロシアと中国は、FMCTに関連させて核軍縮を取り扱うアドホック委員会の設置を要求しており、NACとNAMもその設置を要求している。NAMは、核兵器禁止条約を含む、特定の時間的枠組みをもって核兵器を全廃する段階的プログラムの交渉を始めるよう要請している。カナダはこの問題に言及しているが、米国、英国、フランス、日本、EUはこの問題に言及していない。

補助機関1の議長の作業文書は、FMCTに直接言及するものではなく、最初の提案は、「遵守の側面も含め、条約の目的および効果を強化する追加的な国際文書の交渉のような、核軍縮に関する強化された多国間および他の活動のための選択肢を追求し履行するという緊急の努力を誓約する」と規定され、他の部分で、「条約の発効に至る間、核兵器および核爆発装置用の核分裂性物質の生産のモラトリアムを再確認または宣言する」と規定しており、多くの国から、この前半の部分はきわめて不明確であり、内容がよく分からないとの批判が出されていた。議長の第三案は以下の通りである。

(10) 会議は、特に軍縮会議において、遵守の側面を含む核軍縮に関する強化された多国間および他の活動のための選択肢を追求し履行するという緊急の努力を誓約し、軍縮会議のすべてのメンバーに対し、NPPTに関係する重要な任務を促進させる作業計画の採択を可能にするのに必要な柔軟性を示すよう訴える。

二〇〇〇年最終文書では、軍縮会議におけるFMCTに関する交渉の必要性および核軍縮を取り扱う補助機関の設置の必要性が規定されていたが、議長提案は最後まで、上述のような抽象的な表現にとどまった。その意味では二〇〇〇年より大きく後退していると考えられる。日豪提案は、FMCT交渉の即時の開始および早期の締結の重要性を再確認するものであったし、NAC提案およびNAM提案は、軍縮会議において、FMCT交渉を開始すること、および核軍縮に関する補助機関を設置することを主張していた。NAMはさらにPAROSに関する交渉も主張している。また中国は、軍縮会議においてFMCT交渉とともに、核軍縮、消極的安全保証、宇宙における軍備競争の停止の問題を取り上げるべきだと述べており、ロシアもFMCTとともに、核軍縮と消極的安全保証に関するアドホック委員会を設置すべきであると主張していた。

議長の作業文書がきわめてあいまいで、かつ抽象的なのは、これらのさまざまな見解の相違を背景とするものであり、このことは、現在、軍縮会議における多国間条約の交渉がいかに困難であるかということを示すものである。

4 戦略核兵器の削減

二〇〇〇年の最終文書では、STARTⅡの早期発効と完全履行およびSTARTⅢの締結が掲げられていたが、ブッシュ政権の登場とともにSTARTプロセスは放棄され、二〇〇二年にはモスクワ条約が締結された。米国は、第六条の義務の達成に完全にコミットしていると述べ、前回の再検討会議以来、米国とロシアはSTARTⅠの削減の履行を完成し、モスクワ条約に署名し二〇〇二年に発効させたと述べ、二〇一二年末に完全に履行された時、米国は配備された核弾頭を一九九〇年に比べて八〇％削減していることになると述べた。ロシアも、核軍縮を含む条約義務にコミットしており、前回の再検討会議以来、核軍縮努力をすばやく強化しており、戦略兵器削減のST

A R T の義務を完全に履行したし、またモスクワ条約は核軍縮に向けての新たな顕著な措置であると述べる。

これに対して N A M は、核兵器の廃絶に向けての進歩がないことを深く懸念しており、モスクワ条約の署名に注目するが、配備および運用状況の削減は、核兵器の不可逆的な削減および全廃に取って代わるものでないことを強調している。S T A R T II が発効しなかったことは一三項目の後退であり、N A M は核軍縮に関して不可逆性と増加した透明性の原則を要請する。N A C は過去二回の再検討会議で合意された成果の履行については、われわれは多に失望しているとし、核兵器削減の大部分は不可逆でなく、透明でなく、検証可能でないと批判している。

中間的な立場として、日本は、核兵器国による核兵器削減の努力は正当に評価されるべきであるが、すべての核兵器国に対して、すべての種類の核兵器の一層の大幅な削減を含む、さらなる核軍縮措置を求めている。さらに米国とロシアに対し、モスクワ条約を完全に履行することを奨励している。E U は、N P T 第六条の下で漸進的で組織的な核軍縮の追求において、核軍備を一般的に削減する必要を強調し、この関連で、米露間のモスクワ条約の批准を歓迎するが、不可逆性、透明性、検証可能性の原則が重要であること、さらにその核兵器を削減する一層の進展が必要であることを強調している。

戦略兵器の文脈において、二〇〇〇年最終文書は A B M 条約の維持・強化も規定していたが、米国は A B M 条約から一方的に脱退し、条約は失効した。これに関連して、中国と N A M は宇宙における軍備競争の可能性を危惧し、C D において P A R O S の交渉を開始するよう要請している。

補助機関 1 の議長の作業文書は二カ所でこの問題に言及しており、まずモスクワ条約に関して、最初の案は「モスクワ条約の重要性を承認し、それを履行する継続的努力を求める」となっていたが、後半にさらに追加され、第三案では以下のように規定する。

(4) 会議は、モスクワ条約の重要性を承認し、それを履行する継続的努力を求め、さらにその締約国に対して、二〇一二年までに合意された予定表により核弾頭の最低の目標数への削減を行うよう要請する。

モスクワ条約の欠点を指摘する発言は多く存在したが、この項目については米国もその他の国も大きな異議は唱えなかった。

もう一カ所は、戦略および非戦略両方の核兵器の削減に関する条項で、最初の案からほとんど変更がなく、以下のように規定する。

(5) 一九九五年および二〇〇〇年再検討会議で取られた諸決定を基礎として、会議は、その非戦略および戦略核兵器を削減しまたは削減し続けることにつき核兵器国による一層強化された進展を要請する。

日豪提案は、「会議は、核兵器のない安全な世界の実現には一層の措置が必要であることに合意し、そこには、一層の透明性をもち、不可逆な方法で、その廃絶に向けて作用する過程において、すべての核兵器国によるすべてのタイプの核兵器のより大幅な削減が含まれる」と規定し、NAC提案も、核兵器国に対し、その非戦略および戦略核兵器を削減する一層の措置をとることを要請するとし、NAM提案は、特定の時間的枠組みをもつ核兵器全廃のための段階的計画の交渉をすぐに始めることを主張している。

米国は、この条項が以前の再検討会議に言及していることから、また戦略および非戦略の両方にわたって削減を求めていることから、この条項の削除を求めており、ロシアも否定的な反応を示していた。

5 非戦略核兵器の削減

非戦略核兵器の削減に関して、日本はすべてのタイプの核兵器の一層の削減を要請するという形で、間接的では

あるがこの問題に言及している。EUは、非戦略核兵器の一方的な削減に関して一九九一年と一九九二年に米国およびロシアの大統領よりなされた宣言の履行の必要性を強調し、非戦略核兵器を保有するすべての国に対し、その削減および廃棄のために、一般軍備管理軍縮プロセスに含めるよう要請している。ドイツは、非戦略核兵器の削減に関して準備委員会で作業文書を提出し、その重要性を強調しつつ、第一段階として一九九一年と一九九二年の米国とロシアの一方的な約束の完全な履行を提案し、すべての国の非戦略核兵器を削減し廃棄することが目的であるとする。さらに、これらの兵器に対する透明性措置が合意されるべきであり、一方的約束の正式化と検証のための措置が取られるべきであると主張する。⁽³⁴⁾ スウェーデンは、非戦略核兵器は長い間軍縮交渉で無視されてきたが、比較的小さく運搬手段が入手しやすいのでテロリストが取得しようとするだろうから、これらの兵器を保有する国に対し、緊急の意識をもって、全廃という目的をもって一層の削減の交渉を始めることを要請している。

また、NACも核兵器国に対して、非戦略および戦略核兵器の削減のため一層の措置を取ることを要請しており、南アフリカも、核兵器国が非戦略核兵器の削減のために一層の措置を取ることを必要性を述べている。⁽³⁵⁾

他方、米国は、一九九一年と一九九二年の大統領核イニシアティブ(PNI)に従い、冷戦終結以来、我々の非戦略核兵器を九〇%削減し、三〇〇〇以上の非戦略核兵器を解体し、PNIで約束した廃棄の最後のものが二〇〇三年に達成されたと述べた。ロシアは、「非戦略核兵器の削減はロシアがNPT第六条の義務を実施することに真に貢献しているものである。今では、ロシアの非戦略核兵器は国家領域内にのみ配備され、国防省の中央貯蔵庫に集中されている。ロシアのすべての核兵器は信頼できる管理の下にあり、権限のない使用を回避するためすべての必要な措置がとられている。一九九一年と比べてロシアの非戦略核兵器を四分の一に削減した。我々はこれらの兵器のレベルを一層削減するつもりである。この過程は、軍事的・戦略的状况および国家安全保障上の利益を考慮しつ

つ遂行される」と述べた。英国、フランス、中国はこの問題には言及していない。

補助機関1の議長作業文書は上述した戦略核兵器の部分に非戦略核兵器も含まれており、削減はそこで議論されているが、さらに以下の条項を含んでいた。

(6) 会議は、大統領核イニシアティブの完全な履行の価値、およびそのようなメカニズムを非戦略核兵器を保有するすべての国家に拡大することの価値を確認する。

6 核兵器の役割の低下…新型核兵器

日本は、この点について、核兵器が使用される危険を最小限にし、その全廃のプロセスを促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を低下させることの必要性を主張している。

NACは、NPTレジームの文脈でなされたすべての約束の遵守と履行がないことに懸念が増大しているとし、特に、ある核兵器国が新たなあるいは大幅に改良された核兵器を研究しさらに開発を計画さえしているという発展を心配しており、これらの活動は新たな核軍備競争の条件を作り出す潜在力があり、条約に反するものであると述べる。そして核兵器国に対して、その安全保障政策において核兵器の役割を低下させるという約束に従い、新型の核兵器の開発を行わないよう要請している。南アフリカも、同様に、核兵器国が、その安全保障政策において核兵器の役割を低下させるという約束に従い、新型の核兵器を開発しない必要性を強調している。ブラジルも、NPTは核兵器およびその運搬手段の近代化を明示的に禁止する規定を含んでいないが、新型の核兵器の導入および核兵器の使用の敷居を低下させるような戦略理論の発表は、完全な核軍縮への明確な約束に反するものであり、二〇〇〇年に採択された、核廃絶に向けた一三の具体的措置を迂回するものであると述べる。⁽³⁶⁾

NAMは、核兵器が使用されうる状況の拡大を考えている一核兵器国による最近の政策見直しにより示されているように、核兵器使用の基本的理由を定めた戦略防衛理論に深く懸念しているとし、新型の核兵器のありうるかも知れない開発、攻撃的な対抗拡散目的に役立つ新たな攻撃目標オブション、および安全保障政策における核兵器の役割の低下における進歩のなさは、さらに軍縮の約束を損なうものであると述べる。

同様に中国も、否定的な発展として、冷戦思考に固執し、単独主義を追い求め、先制攻撃戦略を主張し、他国を核攻撃の目標として列挙し、核兵器の使用の敷居を低下させ、特別の目的のために新型の核兵器を研究・開発していることは、国際安全保障に新たな不安定要素を付け加えるものであると述べる。核兵器国はその安全保障政策において核兵器の役割を低下させるべきであり、核攻撃の目標としていかなる国も列挙すべきでないことを主張する。これらの批判に対して、米国は、我々の抑止戦略における核兵器の役割を低下させ、核兵器をほとんど半分に削減していると述べる。「NPT第六条への米国のコミットメント」において、米国は核兵器への依存を大幅に削減したと述べ、批判に対しては以下のように反論している。

国防総省の二〇〇一年の核態勢見直し(NPR)は冷戦後の米国の防衛戦略において核兵器の役割が低下したことを法典化した。二〇〇一年のNPRは新たな三本柱を打ち立てたが、それは以前のものに比べて核兵器能力への依存を大幅に低下させたものである。二〇〇一年NPRが新たな核兵器を要請しているという非難は間違っている。米国はいかなる核弾頭も開発していないし、実験していないし、生産していないし、一〇年以上してこなかった。広く議論されている二つの活動がある。先進的核兵器概念への小規模な研究努力は、核兵器の安全性と信頼性を確保するストックパイル・スチュワードシップの促進を含む多数の目的を持っている。実験なしに、現存の兵器が堅固で地下深くにある標的に危害を加えるよう適用できるか否かの研究は、強力地下貫通核兵器

(RNEP)も同様であり、これらは研究であり、それ以上進むには大統領および議会の行動が必要である。また低威力の核兵器はすぐに使えるし、核の敷居を下げると議論されているが、一九五〇年代から米国は低威力の核兵器を大量に保有してきたが、それらは使用されなかった。核兵器使用の決定は、大統領によりなされなければならないが、威力が低下したからより簡単になるものではなく、核兵器の敷居は常に高かったし、そうあり続ける。

ロシア、英国、フランスはこの問題については発言していない。

以上の核兵器の役割の低下と若干関連しているのが、核兵器の運用状況の低下の問題であり、日本は核兵器システムの運用状況の低下を求めているし、EUは偶発戦争の危険を削減する措置を取るべきであると述べている。スウェーデンは、核兵器国に対し警戒態勢解除を求めている。NACはさらに詳細に、核兵器国は核兵器システムを警戒解除し、不活性化すべきであり、また核弾頭を運搬手段から分離し、核兵器の全面禁止に至るまで、核兵力を活性的配備から撤去すべきであると主張している。他方、核兵器国は二〇〇〇年の再検討会議の際に、照準解除には合意したが、それ以上の措置についてはなんら言及していない。

補助機関1の議長の作業文書は二カ所での問題を取り扱っており、第一は、核兵器の役割の制限や運用準備状況の制限に関係し、第二は新型核兵器に関係する。

核兵器の役割などに関する条項は、最初の案からほとんど変更なく、以下のように規定する。

(7) 核軍縮の達成までの間、会議は核兵器国に対し、核兵器の配備、核兵器の運用準備状態、国家安全保障ドクトリンにおいて定義される核兵器の潜在的役割をさらに制限することを決意するよう要請する。

日豪提案は、二〇〇〇年最終文書に従い、核兵器システムの運用状態を一層削減することを要請し、安全保障政

策において核兵器の役割を低下させる必要性を再確認している。NACは、非戦略核兵器の削減および新型核兵器の開発に関連して、安全保障政策における核兵器の役割の低下を主張し、さらに核兵器の警戒態勢の解除や不活性化、実戦配備からの撤退を要請している。

第二の新型核兵器に関する規定は最初案から変更なく、以下の通りである。

(8) 会議は、核兵器国に対して、新型の核兵器または他の核爆発装置を研究し開発するといふいかなる努力も差し控えるよう要請する。

日豪提案はこの点には触れていないが、NAC提案は、新型核兵器を開発しないことを要請しており、NAM提案も、新型核兵器のあり得るかもしれない開発は軍縮の約束を損なうものであると主張している。米国はこの条項の削除を要求している。

7 核分裂性物質の検証と処分

もはや軍事的目的に必要でないと指定されたいわゆる余剰核分裂性物質に対する検証措置の適用およびそれらの処分については二〇〇〇年最終文書にも規定され、主として米露の間で実施されてきた。

米国は、主要委員会Iでの演説で、一七四トンの高濃縮ウラン（HEU）、五二トンのプルトニウムを兵器用から取り除き、そのいくらかをIAEA保障措置の下に置き、約六〇トンを不可逆的に平和利用に転換したこと、米露はそれぞれ三四トンのプルトニウムを処分することを約束したこと、一九九三年のHEU購入協定により、ロシアの核兵器からこれまで二四〇トンのHEUを低濃縮にしたことを明らかにした。さらに米国は一九九二年以来の協力的脅威削減（CTR）プログラム、および二〇〇二年の「大量破壊兵器と物質の拡散に対するグローバル・パ

ートナーシップ」に言及した。

ロシアも不可逆的な核軍縮の側面から、ロシアの核兵器から抽出された五〇〇トンのHEU処理計画があり、これまで二五〇トン进行处理したと述べた。

日本はこれらの側面を強く主張しており、その作業文書および日豪提案において、核軍縮に関する八項目のうち、二項目で触れている。まず「軍事目的に余剰な核兵器の軍縮を加速させるために、会議は、協力的脅威削減計画および大量破壊兵器と物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップのような、核兵器関連物質の削減を目指した国際協力の枠内での努力を追求し続けるよう奨励する」こと、ならびに「会議は、核兵器の削減から生じた核分裂性物質は最高水準で管理され防護されなければならないことを強調し、もはや軍事目的に必要でない核分裂性物質が、核兵器使用から不可逆的に除外されるのを確保するため、それらを実行可能な限り早く国際検証の下に置くための、すべての核兵器国による取決めに要請する」ことを提案している。

EUも、核軍縮の観点からして、G8グローバル・パートナーシップの下で定義された、核兵器の破壊と廃棄および核分裂性物質の廃棄のプログラムの重要性を承認しており、NAC提案も、すべての五核兵器国が、もはや軍事目的に必要でない核分裂性物質をIAEAその他の国際検証の下に置くことの必要性を強調している。

補助機関1の議長の提案は以下の通りである。

(1) 会議は、核兵器国がもはや軍事目的に必要でないと指定された核分裂性物質を、実行可能な限り早くIAEAまたは他の関連国際検証の下に置くことにつき、核兵器国の確認を求め、核軍縮のための検証能力の開発につきすでに行われた作業を歓迎しつつ、まだそうしていない核兵器国によりそのような作業が開始されることを要請する。

8 消極的安全保証

消極的安全保証の問題は、条約交渉時から非核兵器国、特に非同盟の非核兵器国にとっては優先度の高い問題であり、原則的な問題であるとともに、特に二〇〇〇年以降の米国の核戦略で、非核兵器国に対する核兵器の使用の可能性が高まったと認識されることにより、今回の会議でも重要な課題の一つとなった。また二〇〇〇年の最終文書では、準備委員会が法的拘束力ある消極的安全保証に関する勧告を二〇〇五年の再検討会議に行うことを要請していたが、それは実現されなかった。

NAMは、核兵器の全廃に至るまでの間、非核兵器国に対する安全保証に関する普遍的で、無条件で、法的拘束力ある文書が最優先課題として追求されるべきことを主張し、安全保証を受けるのは、核兵器オブションを放棄した非核兵器国の正当な権利であるので、その交渉を始めることを要請している。条約の文脈内での法的拘束力ある保証は、締約国に不可欠の便益を与えることになると述べる。

NACは、すべての非核兵器国に対して多国間で交渉される法的拘束力ある安全保証が締結されるまで、安全保証に関する現存の約束を尊重するよう核兵器国に要請している。法的拘束力ある安全保証は、NPTの文脈で締結される個別の文書という形式でもよいし、条約の議定書という形式でもよいとする。南アフリカは、締約国である非核兵器国に対する核兵器国による法的拘束力ある安全保証の交渉を提案しており、二〇〇〇年に合意された約束として、消極的安全保証を法典化することの議論を開始するという合意に従った行動が必要であると認識している。韓国も、安全でないという感覚を削減する実際の措置として、消極的安全保証という考えを支持し、この点で、核兵器国は、NPTとその他の保障措置義務を誠実に履行している非核兵器国に対して、強力で信頼できる安全保証を提供すべきであると主張している。⁽³⁷⁾

ロシアは、CDの枠組み内において、FMCT、核軍縮問題とともに、消極的安全保証を取り扱うアドホック委員会を設置するという考えを支持している。中国は、非核兵器国が核兵器の開発を放棄しているのが核兵器の脅威から解放されること、核兵器国が法的拘束力ある形で保証を提供することを要求することはまったく正当であると考え、中国は、非核兵器国および非核兵器地帯に対して核兵器を使用せず、その威嚇をしないことを無条件に約束しており、他のすべての核兵器国も法的形式でその約束を引き受けるべきことを要請する。中国は、FMCT、核軍縮、非核兵器国の安全保証、宇宙の非兵器化についてアドホック委員会を設置することを要求している。

米国、英国、フランスは、消極的安全保証については、一九九五年の政治的宣言を確認する安保理決議九八四で十分であるとし、それに関する政策の変更はないと述べ、法的拘束力ある消極的安全保証の議論には否定的である。なおEUは、NPT締約国である非核兵器国に対する安全保証の問題を検討し続けること、核兵器国が国連安保理決議九八四（一九九五）で注目されている現存の安全保証を再確認することを要請している。

補助機関1のマンドートは、「核軍縮および安全保証」であり、補助機関の1セッションが安全保証に割り当てられ、議長の作業文書を基礎に議論されたが、時間が限られていたこととともに、米英仏の立場とNACやNAMの立場が大きく異なっていたこともあり、妥協を目指すような建設的な議論は行われなかった。

議長の安全保証に関する作業文書の実質的な部分は以下の二項目である。

(3) 会議は、すべての非核兵器締約国のために多国間で交渉される法的拘束力ある安全保証の締結までの間、核兵器国に対し、安全保証に関する現存の約束を完全に尊重することを要請する。

(7) 会議は、強化された再検討プロセスの文脈において、二〇一〇年のNPT再検討会議でそれらの審議の結果を確認するために、次回の検討期間の間にとられるべき一層の作業の必要性に合意する。

第三項は、NAC提案の前半部分であり、NAC提案ではさらに、法的拘束力ある安全保証の形態につき、それは核不拡散条約の文脈において達成される別個の協定の形か、条約の議定書として行われ得ると規定している。NAM提案は、非核兵器国への安全保証に関する普遍的で無条件で法的拘束力ある文書を締結する努力が優先課題として追求されるべきであると規定している。これらの条項には、米国、英国、フランスが反対している。

他方、議長作業文書の(6)は以下のように規定している。

(6) 会議は、核兵器の使用または使用の威嚇に対する保証は条件付きであり、受益国が条約の下でのその国の不拡散・軍縮義務に重大な違反を犯した場合は適用されない。

この条項にはマレーシア、キューバなどが反対を唱えている。

四 会議の評価と今後の見通し

1 会議の評価

マスコミの報道によると、「NPT会議事実上決裂——核問題三委員会ともに合意できず」(朝日)、「NPT会議が決裂——事実上成果無し、核軍縮、平和利用も」(読売)、「NPT会議完全決裂——実質的成果得られず」(毎日)といった見出しが並んでおり、会議は決裂したというのが、一般的な評価である。

今回の会議において実質的内容を含んだ最終文書の採択に失敗したという事実は、これまでの六回の再検討会議での状況をも考慮に入れて考えるならば、それはそれぞれの時代の国際環境の状況を反映したものであり、会議の成否は中心的な役割を果たす締約国の態度にも大きく依存していると思われる。

条約の運用の検討に関しては、一九七五年は実質的に最終文書に合意できなかったが、議長のきわめて強力なり

リーダーシップにより最終宣言が採択されており、一九八〇年は何も採択されず、一九八五年は、合意はなかったが、CTBTに関する対立を両論併記することにより最終宣言を採択しており、一九九〇年は採択できず、一九九五年も三つの決定には合意されたが、再検討の部分には合意が見られなかった。

二〇〇〇年は、再検討の部分および将来取るべき措置の両方について合意が達成されたきわめてまれなケースであると言える。二〇〇〇年会議も会議前の予測はきわめて悲観的なものであった。ミサイル防衛に関する米国と中国の対立もあつたし、米国上院がCTBTの批准を拒否するという状況で、国際情勢も必ずしも良好ではなかった。

二〇〇〇年会議の主要なプレーヤーは、核兵器国とNACであつたが、五核兵器国は会議の一週間目に「共通声明」を出し、核兵器国間における対立をうまく棚上げした共通の立場を明確にし、核兵器国全体として会議に臨む姿勢を明らかにした。他方、NACは優れた内容の提案とともに、軍縮問題に精通した軍縮大使などを擁したグループとして、大きな存在感があり、非核兵器国全体のリーダーとしての役割を果たした。

また二〇〇〇年会議において、最終文書がコンセンサスで採択された背景には、特に両者、さらに他の締約国が妥協を受け入れるという前向きの姿勢を示したことが指摘されるべきである。NAC提案の「核兵器全廃を達成するという核兵器国による明確な約束」に関しても、NACの当初の提案はさらに詳細な核軍縮義務を含むものであつたが、その部分の削除に応じると共に、核兵器国の中でも、ロシアとフランスは最後まで抵抗したが、最終的には妥協した。この部分が合意された後に、NACは輸出管理など核兵器国が反対していた多くの部分を、最終文書から削除することに同意している。さらに会議の最終日にはイラク問題をめぐって、米国とイラクの対立があり、会議を翌日まで延長しつつ、両者の妥協が模索され、会議は翌日の土曜日の午後まで続けられた。

今回の会議の成り行きを観察していると、会議の主要なプレーヤーに妥協の姿勢がまったく見られなかったこと

が失敗の最大の原因であったと考えられる。今回の会議の主要なプレーヤーは、エジプトであり、米国であり、さらにイランであった。まず核兵器国に関して検討すると、五核兵器国が協議を行っていたのは事実であるが、一般演説において中国が米国の姿勢を強硬に批判しているように、五核兵器国の間で共通の姿勢が提示されなかったことが問題の一つである。特にC T B Tについてはロシア、英国、フランスは批准しており、中国も一応支持を表明しているという状況があり、米国の安全保障政策一般についても、他の諸国からの批判があり、米国対他の四核兵器国という対立の図式も見られた。

他方、N A CおよびN A Mも以前のような強いリーダーシップを発揮することができず、それらのグループの見解を明確に代表しているとは考えられないエジプトが、会議の進展を左右するような発言を繰り返した。N A Cを代表するニュージーランドおよびN A Mを代表するマレーシアも、それぞれのグループを代表して発言はしているが、リーダーシップを発揮することはなかった。

また両グループが対話を始めるような二〇〇〇年のような状況が生じれば、中間国として、日本やオーストラリア、E U、カナダなども一定の役割を果たすことができたと考えられる。しかし、今回はそのような状況には至らなかった。また今回、E Uは二五カ国以上の支持を得た共同提案を提出し、最終文書へ大きな影響力を発揮できるのではないかと考えられたが、一つには状況がそこまで進まなかったことがあるが、それ以上に問題だったのは、E Uを代表するルクセンブルグの大使はまったくリーダーシップを発揮しなかったことである。

会議の時代的背景としては、すでに述べたように、北朝鮮のN P T脱退声明、イランの核疑惑、A・Q・カーンの核の闇市場、核テロの危険など、核不拡散に対する新たな状況が発生しており、それらに対応することが必要であることには、すべての国にとって異存のないことであった。したがって、これらの新たな問題にこの会議がどの

ように対応すべきかが、会議の大きな課題の一つであった。

他方、戦略核兵器を中心に核兵器が大幅に削減されているのは事実であるとしても、米国の安全保障政策において、非戦略核兵器の重要性が再認識され、新たな核兵器の研究の推進や核実験準備期間の短縮などの措置が推進されるときに、米国がこれまでの再検討会議の合意文書を死文化しようとしていることが、この会議のスムーズな進行を妨げるものとなり、そのような観点から核軍縮問題がもう一つの課題となった。

米国は前者の問題を中心に議論し、後者については議論しないという意味で、会議の議題を制限し、エジプトなど非同盟諸国は、前者の議論にも参加するが、後者の議論なしには、前者の規制には合意できないと、それぞれが他の議題との関係を利己的に主張したため、会議は建設的な合意を達成できなかった。両者の非妥協的な態度が、今回の会議の失敗の最大の原因であると考えられる。

特に、会議が開始してから二週間半も実質的審議に入れないという状況、特に第一週の最終日に提出された暫定議題に対して、エジプトが異議を唱え、またさまざまな手続き問題で異議を唱えたという点は、実質的議論の時間が大幅に削減されたという意味で、きわめて残念なことであり、今回の会議が実質的な合意を達成できたかどうかは不確かであるとしても、十分な議論の時間がとれなかったという点では、エジプトの責任は重いものである。

このように表面的事実を追っていくならば、今回の会議がうまく進まなかったことの責任はエジプトにあるというのは正しいだろうが、問題の根本を明らかにするには、そのような態度をとったエジプトの行動の背景を明らかにすることが必要である。

米国が、核不拡散の脅威を強調し、現在の脅威に対処するために、特に北朝鮮やイランの問題に焦点を当て、彼らに会議の明確なメッセージを送り、国際社会がこれらの問題に全体として積極的に対応し、今後そのような問題

が生じないよう防止的な措置に合意しようとしたことは、正しい選択であり正しい方向であり、すべての国は米国に協力して、弱体化しつつある核不拡散体制を強化することに合意すべきであった。

しかし、米国は、半面において、米国はNPT第六条の義務を完全に遵守していると繰り返し述べるだけで、核軍縮の新たな措置への動きをまったく示さず、過去の再検討会議における合意、特に二〇〇〇年会議の最終文書に含まれる一三の軍縮措置に関して、それらは一定の政治的状況の中で合意された政治的約束であり、今では状況が変化したので米国はそれらに拘束されないと主張した。米国のこのような考えに對し、他の四核兵器国を含め、すべてと言っていいほど多数の国家が、一九九五年および二〇〇〇年の合意は、政治的約束であるとしても、現に存在するものであり、それを基礎に議論をすべきだと主張していた。さらに多くの国は、これらの合意は、一九九五年のNPT無期限延長の対価として合意されたものであり、前者が法的拘束力あるものとして即時に実施されるとしても、後者は政治的約束として、特に第六条の解釈として徐々に実施されるべきものであると考えていた。

さらに米国は、「NPTの中には核兵器国が核兵器を開発することを禁止するものは何もない」と主張し、CTBTには反対であると述べ、補助機関1に提出された議長の作業文書について、二〇〇〇年最終文書に関わる部分に関してはすべて「削除しろ」と主張した。多くの非核兵器国は、NPTの無期限延長に関して、核軍縮の約束とパッケージでそれに合意し、その具体的な措置として一三項目にコンセンサスで合意したが、米国の一国の意思で、存在しないものとなることを恐れていた。

それは米国のペースで新たな合意が作成された場合に、これまでの合意が新たな合意に置き換えられ、一九九五年および二〇〇〇年の合意が無効になることを恐れていたのである。そういった側面から、エジプトなどの非同盟諸国が実質的な審議に入ることを阻止しようとしたという観点も、一理あるかもしれない。

米国がこの会議に与えた重要性の程度は、さまざまな点から判断できるが、まず、一九九五年にはゴア副大統領が、二〇〇〇年にはオルブライト国務長官が一般演説を行っていたが、今回は、国務次官よりもまだ下位のラドメーカー国務次官補が一般演説を行った。また会議中に妥協的な提案を行う権限をもつような高官は出席せず、米国は当初の態度をまったく変更しないという、きわめて非妥協的な態度を示したが、それは米国政府代表団の人選にも現われていた。

結論的に今回の会議の評価をすれば、一定の議論が行われたこと、それぞれの問題における対立点が明らかになったことなどが成果と言えなくもないが、実質的な議論の時間がきわめて限定されていたこともあり、それ以上の建設的な議論が十分になされなかったことが、会議の最大のマイナス点であろう。十分な時間があつたとしても、すべての側面で合意を見出すのはきわめて困難であつたと考えられるが、実質的協議がもう少し長く、かつ建設的に行われていたら、部分的には合意が達成され、合意のあるところとないところが明らかになり、今後の進展にも有益なものとなりえたであろう。しかし、今回は最初から、あるいは会議開始以前から、きわめて対立的な構造が現われ、非妥協的態度が一貫して見られたことが、今回の会議が失敗と言われる理由である。

2 今後の見通し

今回の会議が何らの実質的な合意文書にも合意できなかったからといって、また会議が決裂したからといって、NPT体制も崩壊するというふうには考えられない。会議参加国は、会議のさまざまな発言や、最終日の意見表明においても、NPTは国際核不拡散体制の要石であり、NPTを中心とする不拡散体制を支持し強化すると述べており、NPT体制の基本的重要性は維持され続けるだろう。

しかし、そのことは、今回の会議によって、NPT体制は何らの影響も受けないということを意味するのではなく、さまざまな方面において否定的な影響を受けることは間違いがなく、NPT体制が弱体化したことも否定できない。

まず、核軍縮の側面に関しては、主要委員会Iの補助機関1の議論の紹介でも明らかにしたように、今回の会議は核軍縮に関してきわめて否定的なメッセージを送っている。それは基本的には、米国が一九九五年および二〇〇〇年の合意文書を無視し、そこに含まれる合意を存在しないものとしようとしているからである。特にCTBTの早期発効は米国の態度が変わらないと不可能である。軍縮会議におけるFMCTの即時の交渉開始も、米国の検証なしの条約交渉という要求とともに、核軍縮や消極的安全保証、宇宙における軍備競争の停止の交渉とどのようにして調整するかの問題があり、近い将来に、CDで交渉が開始される可能性は極めて低い。補助機関1の議長の作業文書も、そのような現状を反映したきわめた抽象的なものであった。

第二に、核不拡散の側面に関しては、北朝鮮やイラン問題など緊急の課題があり、北朝鮮問題は六者協議で、イラン問題はEU三国との交渉に委ねられるであろうが、楽観的な予測は難しい。北朝鮮およびイランの協力姿勢が必要であるし、北朝鮮の場合には、米国のより積極的な関与が不可欠のように思える。今回の会議で、これらの国に対して国際社会として明確な核不拡散の決意のメッセージを送り、新たな核不拡散の措置に合意する機会を逸したことはきわめて残念なことである。

保障措置に関しては、追加議定書の普遍化および輸出の場合の条件化は、今回の会議でも多くの国の賛成するところであり、国際原子力機関(IAEA)の場あるいは原子力供給国グループ(NSG)の場を通じて進展させることは可能であろう。米国を中心に推進されている拡散防止構想(PSI)や安保理決議一五四〇は、現行の国際

法のルールおよび原則に従って実施されていくべきであろう。これらの措置は、対症療法的には不可欠であるが、同時に問題の根本的解決の努力を並行させることが必要である。

中東問題は、イスラエルの核兵器を中心に、中東非核兵器国の最大の関心事であり、今回の会議でもクローズアップされた問題である。中東諸国にとって、一九九五年の中東決議が履行されず、イスラエルのNPT加入が進展せず、中東非核兵器地帯および中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けての進展がまったくないことに大きな不満が見られる。中東諸国が脱退問題の議論においても、イスラエルの加入問題を含む普遍化の問題を提起しているように、核兵器国、特に米国は、この問題に真剣に取り組むことが不可欠である。現在大きな不満が存在する中で、この問題を放置するならば、NPT体制の根幹を揺るがすような事態が生じないとは限らない。今回の会議の結果として、この問題の重要性が認識される必要がある。

第三に、原子力平和利用の側面については、ウラン濃縮、プルトニウム抽出といった機微な原子力活動について、輸出制限や多角的管理が唱えられており、原子力平和利用の不可譲の権利との調整が必要となっている。不拡散を重視する国からは前者が強調され、平和利用を重視する国は後者を強調している状況であり、今後ともその間の調整のための動きが続くであろう。

脱退については、さまざまな意見が出され、脱退宣言があれば国連安保理を開催して審議するとか、脱退国は以前の平和利用の供給物を返還すべきであることは、これからも個別に適用していくことは可能であろうし、脱退国が出ない安全保障環境を整備していくことも必要であろう。

二〇〇五年NPT再検討会議は四週間にわたって開催されたにも拘わらず、議題の設定など手続き問題で時間を浪費し、実質的な議論の時間も制限され、何らの実質的な合意を達成できなかった。この背景には、核不拡散と核軍縮を巡る大きな対立が存在しており、今日の国際社会において、何が脅威であって、その脅威にどのように対応すべきかについて、大きな見解の相違が存在することを示している。

二〇〇〇年以降の国際社会においては、北朝鮮のNPT脱退声明、イランの核疑惑、A・Q・カーンの核の闇市場、核テロの可能性などさまざまな新たな脅威が発生しており、米国は会議がこれらの問題の対処に専念することを強く主張する一方、他の多くの国は、核不拡散と核軍縮の両者をバランスのとれた形で議論するよう主張した。

米国は、過去の再検討会議の合意、特に二〇〇〇年の最終文書に含まれる核軍縮に関する合意は今では有効でないとして、それらに言及することを避ける一方、米国は条約第六条の核軍縮義務は完全に遵守していると主張した。このような米国の態度に対して、多くの非核兵器国はそれは余りにも一方的で受け入れることはできず、過去の再検討会議の合意を含めて再検討を行うべきと考えた。

このような基本的な立場の相違を前提とした今回の会議は、両者ともまったく妥協する態度を示さなかったため、会議の分裂という状況を招いた。会議以前から、今回の会議で二〇〇〇年のような最終文書の採択は不可能であると予測されていたが、実質的討議が十分行われなかったことからして、当初の予測以上に不満足な結果となった。

これにより国際核不拡散体制の弱体化は避けられないが、今後とも、核不拡散と核軍縮の両者を見据えた各国の努力が必要であり、この会議で明らかになったさまざまな課題を建設的な方向に少しずつでも進めることが不可欠

である。

- (1) 二〇〇〇年NPT再検討会議の分析については、黒澤満「二〇〇〇年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第五〇巻四号、平成二二年一月、一～四五頁参照。
- (2) この時期の議論については、黒澤満「核拡散体制と核軍縮——二〇〇〇年最終文書の履行」『阪大法学』第五三巻二・四号、平成一五年一月、三二～五四頁参照。
- (3) The United Nations Secretary-General Kofi Annan's Address to the Nuclear Non-proliferation Treaty Review Conference in New York, 2 May 2005.
- (4) Mohamed ElBaradei, Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 2005 Review Conference, United Nations, New York, General Debate, 2 May 2005.
- (5) Statement by Stephan G. Rademacher, United States Assistant Secretary of State for Arms Control to the 2005 Review Conference of the NPT, New York, May 2, 2005.
- (6) Statement by H. E. Mr. François Rivasseau, Ambassador, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament, 2005 Review Conference of the State Parties to the NPT, New York, May 5, 2005.
- (7) Statement by Hon Marian Hobbs, Minister for Disarmament and Arms Control, New Zealand on behalf of the New Agenda Coalition – Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, South Africa, Sweden and New Zealand, 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, 2 May 2005.
- (8) Statement by H. E. Ambassador Yoshiki Mine, Representative of Japan to the NPT Review Conference in 2005 at the Plenary Meeting of Main Committee I, May 19, 2005.
- (9) NPT/CONF. 2005/30, 11 May 2005, NPT/CONF. 2005/31, 12 May 2005.
- (10) NPT/CONF. 2005/32, 12 May 2005.
- (11) NPT/CONF. 2005/WP. 17, 2 May 2005.
- (12) NPT/CONF. 2005/CRP. 3, 18 May 2005.

- (13) NPT / CONF. 2005 / CRP. 4, 18 May 2005.
- (14) Statement by Stephan G. Rademaker. (note 5)
- (15) Statement by H. E. Sergey I. Kislyak, Deputy Minister of Foreign Affairs of the Russian Federation at the Review Conference of the Parties to the NPT, New York, May 3, 2005.
- (16) Statement by Ambassador John Freeman, Head of UK Delegation to the Seventh Review Conference of the NPT, New York, May 2005.
- (17) Statement by H. E. Mr. François Rivasseau. (note 6)
- (18) Statement by Mr. Zhang Yan, Head of the Chinese Delegation in the General Debate at the 2005 NPT Review Conference, May 3, 2005, New York.
- (19) Statement by Mr. Zhang Yan. (note 18)
- (20) Statement by Hon Marian Hobbs. (note 7)
- (21) Statement by the Hon. Syed Hamid Alber, Minister or Foreign Affairs of Malaysia on Behalf of the Group of Non-aligned States Parties to the NPT at the General Debate of the 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, New York, 2 May 2005.
- (22) Statement by H. E. Laila Freivalds, Minister for Foreign Affairs of Sweden, 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, United Nations, New York, 3 May 2005.
- (23) Statement by Mr. Jim Wright, Political Director and Assistant Deputy Minister, International Security Branch to the 2005 NPT Review Conference, New York, 2 May 2005.
- (24) Statement by H. E. Ambassador Yoshiki Mine. (note 8)
- (25) Statement by Ambassador Jackie W. Sanders, Special Representative of the President for the Non-proliferation of Nuclear Weapons to the 2005 Review Conference of the NPT, U.S. Implementation of Article VI and the Future of Nuclear Disarmament, Main Committee I, New York, May 2005.
- (26) Statement by Ambassador Wernfried Koeffler, Head of Delegation of Austria, 2005 NPT Review Conference,

- New York, 4 May 2005.
- (52) NPT / CONF. 2005 / WP. 9, 26 April 2005.
- (53) The Commitment of the United States of America to Article VI of the Treaty on the Nonproliferation of Nuclear Weapons, 2005.
- (54) Statement by H. E. Mr. Nicolas Schmit, Minister Delegate for Foreign Affairs of Luxembourg of Behalf of the European Union, General Debate, 2005 Review Conference of the State Parties to the NPT, New York, 2 May 2005.
- (55) NPT / CONF. 2005 / WP. 34, 19 May 2005.
- (56) NPT / CONF. 2005 / WP. 27, 4 May 2005.
- (57) NPT / CONF. 2005 / WP. 18, 2 May 2005.
- (58) Statement by the Hon Alexander Downer MP, Minister for Foreign Affairs, 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, 2 May 2005.
- (59) Speech by Joschka Fisher, Federal Minister for Foreign Affairs, at the Opening session of the 7 th Review Conference of the Parties to the NPT, New York, 2 May 2005.
- (60) Statement by the Republic of South Africa during the General Debate of the 2005 Review Conference of the States Parties to the NPT delivered by Mr. Abdul Samad Minty, Deputy Director-General : Department of Foreign Affairs, New York, 3 May 2005.
- (61) Statement by the Head of Delegation of Brazil, Ambassador Ronaldo Sardenberg, at VII Review Conference of the NPT, New York, 2 May 2005.
- (62) Statement by H. E. Park In-kook, Ambassador, Alternative Head of Delegation of the Republic of Korea at the 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, Main Committee I, 19 May 2005, New York.